

# 都市計画道路の事業認可 及び事業手法に関する説明会 【質疑応答内容】

【都市計画道路の事業認可及び事業手法に関する説明会での主なご意見等と市の考え】

○令和5年7月21日（金）

	ご意見・ご質問	市の回答
<b>【第1部】事業認可について</b>		
1	事業認可期間が令和12年3月31日までとなっているが、これまでに都市計画道路を完成させるのか。	今回、事業認可を受けたのは街路事業で、範囲としては都市計画道路に係る部分のみの認可になります。認可権者である東京都と協議を行った結果、原則、当該認可期間の上限が7年間であることから令和12年3月31日までの約7年となっています。 一方で、本事業については街路事業と沿道整備街路事業を組み合わせて事業を進めていくことを想定しておりますので、道路の供用開始時期としては、これまで説明させていただいているとおりの令和14年度～15年度を想定しています。
2	事業認可を取るにあたり、概算事業費は出したのか。	事業全体の概算事業費は、現時点で約42億円という試算です。
3	都市計画道路の整備とは、誰のための事業なのか。	この道路は市民全体もしくは東京都全体という括りで見ても、計画決定させていただいたところでは、沿道にお住まいの方々には、ご協力いただかなければならない事業ではございますが、市内全体のネットワーク、皆様の安心・安全を確保するための交通ネットワークとしても、整備することを決定させていただいております。
4	自分が家を購入した時には、都市計画道路の話は聞いていなかった。	令和3年8月27日、28日に初めて市民の皆様に対して、道路線形等のご説明をさせていただきました。そのため、それ以前には、東西方向の道路の必要性はお示ししておりましたが、どこに道路が配置されるかという情報は、土地を購入する際の重要事項説明にも一切出てこない情報となりました。
5	市の新庁舎がイオンモールの前に来るため、そのために道路を整備するのではないのか。	市の新庁舎が予定されているから、都市計画道路を整備するというわけではありません。あくまで、交通ネットワークという観点と、安全・安心という面から都市計画としての道路計画案を作成し、決定したものです。

6	現状、危険なため道路を封鎖しているという看板があるところに、新たな道路を作るといのはどういうことなのか。	武蔵村山病院東側のところは危険なため、道路を封鎖しているところが、あります。あちらを現在の状態で開放してしまうと事故が多くなってしまうと判断して、市として封鎖させていただいています。(⇒ 今回の都市計画道路の整備後は開放します。)
7	小学生が 2 回程事故の被害にあっているため、大きな道路が整備されたら、更に危険になるのではないか。	都市計画道路については、歩道の整備、車両と自転車と歩行者を分離する計画であり、安心・安全についても考慮して、都市計画道路を決定させていただいた経緯があります。
8	2 車線の道路が出来ても、今より安全になると言い切れるのか。	警視庁の HP でも確認できますが、警視庁の令和 2 年度のデータによりますと、幅員 5.5 メートル未満の道路（生活道路）における歩行者、自転車の交通事故死傷者数の割合は幅員 5.5 メートル以上の道路と比較して、約 1.8 倍になるというデータが出ておりますので、広い道路の方が狭い道路よりも少しは安全であるとデータを基に言えると思います。
9	沿道住民の方の立場になって事業を進めていくというのが筋であると思うが、そこはどう考えているのか。	今回、ご提案させていただいている沿道整備街路事業で進めることで、皆様方の土地の代わりになる場所を近隣で探させていただいたり、残ってしまった土地を、市が購入させていただくなどして、極力利用し難い土地をなくしていきたいと思っています。市としては、ここに住まわれている方々の今後の生活の再建がしっかりできるように事業を進めていかなければならないと考えております。今後も皆様への説明を密に行わせていただきながら、補償の内容や、事業の細かい内容につきまして、ご説明させていただければと考えておりますので、ご理解いただければと思います。
10	都市計画道路の幅員を提示するのが遅いのではないか。	令和 3 年にも計画の幅員については、断面イメージ等をお示しさせていただいています。本日、詳しく出した幅員は、交差点部分をより具体的にご説明させていただきました。

	ご意見・ご質問	市の回答
<b>【第2部】事業手法について</b>		
1	事業用地には、家を何棟建てられる計画なのか。	現時点で想定する棟数としては、8棟ほど建てられると想定しています。
2	説明資料 P20 に「土地利用し難い土地を極力生み出さない」という記載があるが、極力という部分について詳しく教えてほしい。	街路事業のみで整備した場合に、残地が点々と残ってしまうため、再配置することで、事業区域全体としてなるべく土地利用し難い土地を生み出さないということで、個々のお宅の話ではありません。こちらに関しては、街路事業と沿道整備街路事業を組み合わせることで、土地をなるべく点々と残さないように、例えば隣の方が地区外移転希望であれば、空いた土地の一部をくっつけるなどして、使いづらい土地をなるべく減らしていくということです。

○令和5年7月22日(土)

	ご意見・ご質問	市の回答
<b>【第1部】事業認可について</b>		
1	令和12年3月31日までに都市計画道路を完成させるのか。	今回、事業認可を受けたのは街路事業で、範囲としては都市計画道路に係る部分のみの認可になります。認可権者である東京都と協議を行った結果、当該認可期間の上限が7年間であることから令和12年3月31日までの約7年となっています。 一方で、本事業については街路事業と沿道整備街路事業を組み合わせて事業を進めていくことを想定しておりますので、道路の供用開始時期としては、これまで説明させていただいているとおりの令和14年度～15年度を想定しています。
2	複交差点の東側も、説明資料P5のように、16メートルの幅員となるのか。また、歩道の幅員は変わらないのか。	複交差点の東側は右折レーンを設けるための拡幅のみで、最大で13.25メートルとなります。歩道の幅員は現在と変わりません。
3	現道（主要市道第1号線）の取扱いはどのように考えているか。	現道である幅員3.64メートルの主要市道第1号線につきましては、交通管理者など関係機関との協議を重ねて、可能な限り廃道するように指導を受けているところです。そのため、市としては、現道について、廃止をしていきたいという考えです。
4	資料では、自分の敷地がかかる道路幅員が19メートルと記載されているが、16メートルから変更になったのか。	16メートルの幅員は一般部の幅員です。右折レーンを設けるため西側の交差点部分が19メートルとなります。都市計画決定時から変更はありません。
5	幅ぐい測量をしていると思うが、その時の目印は19メートルなのか。	個別にお渡ししている敷地影響平面図は、計画幅で図化しており、測量の際に、設置した目印やお渡しした図面も、今回お示した道路幅員のとおりとなっております。
6	将来的にトラックやバスが通る事も踏まえ、都市計画道路で想定される騒音の程度について、デシベル等のデータはあるか。	今現在、データはありません。新設する区間に関しては、振動や騒音を吸収するような舗装の構造も考えています。そのため、既存の江戸街道と同程度の騒音がするのかというと、相違することも考えられます。現時点では、江戸街道付近の数値があるかを環境課の方に確認します。 (⇒ 確認した結果、今回の事業区間近辺において、データはありませんでした。)

	ご意見・ご質問	市の回答
【第2部】事業手法について		
1	権利者が土地を明け渡す時期はいつ頃を見込んでいるか。	現時点では、令和7年度以降を見込んでいます。令和7年（令和6年）頃から皆様のご意向を確認させていただいたうえで、移転関係のご相談をさせていただければと考えています。 (訂正)
2	事業用地への出入りはどのように想定しているか。	都市計画道路が事業用地にかかっている部分からの出入りを想定しています。
3	事業用地には、およそ何棟の移転を想定しているか。また、1棟当たりの面積はどれくらいを想定しているか。	現時点で想定する棟数としては、8棟ほどと想定しています。1棟当たりの面積は、120㎡程度で想定しています。
4	事業用地内に設ける道路は、どのようなものを想定しているか。	開発道路のような道路が入るイメージで、5メートルから6メートルの幅員で検討をし、転回ができるようになるのか、もしくは通り抜けができるようになるのか、皆様方の土地の交換等をさせていただきながら、事業用地の検討をしていきたいと考えております。現時点で8棟程度という設定に関しましては、転回広場等を設けた上での道路を想定した場合における棟数です。
5	事業用地へ移転を希望する権利者が8棟以上となった場合、どのように対応する予定か。	意向を確認させていただいた際に、残留希望の方が多数いらっしゃった場合、事業用地の確保を進めようと考えています。ただ、市としてもやみくもに土地を購入することができないため、皆様方のご意向に合わせながら皆様の土地を確保してまいりたいと考えています。
6	他の事業用地の確保がいつされるか、見込みはあるか。	まだ見込みはありません。『残りたいけど土地がない』という状況なるべくないように、市としては、意向を確認させていただいた後、事業用地の確保について皆様方にお示しできればと考えています。
7	事業用地への移転対象者は、どのように決めていくのか。	先着順で決めていくことはありません。現在の土地に関してあまり条件を変えないように、角地の方は、なるべく角地、南側道路の方は、なるべく南側道路というふうに、今の状況と近い条件で再配置の検討をしていきます。そのため、先着順であるとか、今まで角地だったのが北側接道になってしまうといったことはあまり起こらないように、市が配置計画を検討していきます。

8	事業用地に移転する場合に、権利者が土地を買うのかであったり、土地の使い方であったり、具体的な手順がわからない。	沿道整備街路事業という区画整理の事業手法を用いたものであるため、土地は換地という単なる土地の交換となります。そのため、地区内移転の補償費に関しても、土地の補償費はお支払いせず、建物の補償費をお支払いして、権利者自身で移転していただくこととなります。
---	---	--